

契約事務の取扱いに関する機構達

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度機構達第 7 号

一部改正	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年度機構達第 2 号
一部改正	平成 16 年 7 月 1 日	平成 16 年度機構達第 10 号
一部改正	平成 16 年 10 月 20 日	平成 16 年度機構達第 22 号
一部改正	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年度機構達第 14 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日	平成 18 年度機構達第 25 号
一部改正	平成 19 年 12 月 28 日	平成 19 年度機構達第 16 号
一部改正	平成 20 年 2 月 1 日	平成 19 年度機構達第 18 号
一部改正	平成 21 年 1 月 30 日	平成 20 年度機構達第 27 号
一部改正	平成 22 年 3 月 31 日	平成 21 年度機構達第 30 号
一部改正	平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年度機構達第 14 号
一部改正	平成 26 年 2 月 3 日	平成 25 年度機構達第 7 号
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日	平成 26 年度機構達第 38 号
一部改正	2019 年 4 月 30 日	2019 年度機構達第 3 号
一部改正	2020 年 3 月 31 日	2019 年度機構達第 14 号
一部改正	2021 年 3 月 31 日	2020 年度機構達第 33 号
一部改正	2023 年 3 月 31 日	2022 年度機構達第 19 号
一部改正	2024 年 6 月 30 日	2024 年度機構達第 30 号
一部改正	2025 年 1 月 31 日	2024 年度機構達第 43 号
一部改正	2025 年 4 月 30 日	2025 年度機構達第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この機構達は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計規程（平成 15 年度規程第 7 号。以下「規程」という。）第 65 条の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の契約に関する手続を定め、契約に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この機構達は、次の各号に掲げる契約を締結する場合に適用する。ただし、機構が委託した試験研究等により取得した財産の譲渡等に関する契約及び委託契約（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）第 3 章第 1 節、第 2 節及び第 4 節に規定する契約）については別に定めるところによる。

- 一 売買契約
- 二 貸借契約
- 三 請負契約
- 四 その他これらに類する契約

（機密の保持）

第3条 契約業務を行う者は、業務上の機密が他にもれないよう常に留意しなければならない。

(契約の方式)

第4条 機構の契約方式は、公告して申込みをさせることにより競争入札に付する方式（以下「一般競争入札」という。）、指名して申込みをさせることにより競争入札に付する方式（以下「指名競争入札」という。）及び随意契約とする。

(適正な契約)

第5条 契約担当職、契約担当職代理、分任契約担当職及び分任契約担当職代理（以下「契約担当職等」という。）は、契約手続を公正かつ厳格に行わなければならない。

2 契約担当職等は、物価の動向、需給の状況、取引実績及び取引先の信用状態等について調査し、資料を収集・整備しておかなければならない。

第2章 契約手続の開始及び競争参加者等

(契約の実施伺い)

第6条 契約を請求する箇所（以下「請求箇所」という。）は、その契約に係る業務の目的、内容、期間、契約を必要とする理由、実行予算額、仕様書等について所要の決裁を受けるものとする。ただし、予定価格が100万円を超えない物件の買入れ及び役務の調達等の契約（物件の貸付けに係る契約にあっては、第31条第1項に規定する金額を超えないもの）にあっては、別に定める様式により決裁を受けることができる。

(契約請求)

第7条 請求箇所の長（組織規程の所属長をいう。以下同じ。）は、前条の決裁を受けたときは、速やかに次に掲げる書類を添付した契約請求書を契約担当職等に提出しなければならない。ただし、予定価格が100万円を超えない物件の買入れ及び役務の調達等の契約（物件の貸付けに係る契約にあっては、第31条第1項に規定する金額を超えないもの）の請求にあっては、前条ただし書の決裁をもってかえることができる。

一 前条の決裁の写し

二 仕様書

三 前2号に掲げる書面のほか契約に必要な書面

2 契約担当職等は、契約請求書によらなければ契約手続を開始してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、事故、災害等により緊急な契約を必要とする場合には、あらかじめ決定権限を有する決裁者の承認を受け、臨機の措置をとることができる。ただし、請求箇所の長及び契約担当職等は、事後遅滞なく、この機構達の定める手続をとらなければならない。

4 請求箇所の長は、契約に係る履行期限、契約時期等を考慮して適正な時期に契約の請求をしなければならない。

(競争参加者の制限)

第8条 契約担当職等は、規程第36条の競争に付するときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当職等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後別に定めるところにより、競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な事由がなくて、契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
(共同企業体)

第9条 契約担当職等は、適当と認められる場合において、共同企業体を競争参加者とすることができる。

(競争参加者等の選考)

第10条 本章に規定する予定価格が2千万円を超える指名競争入札参加者又は随意契約の見積りに参加させる者(以下「競争参加者等」という。)の選考に関しては、別に定める契約・助成審査委員会における審議を経るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約・助成審査委員会の審議を省略し、所定の文書決裁をもって競争参加者等を選定できる。

- 一 その契約に係る業務がプロジェクト基本計画等に基づき複数年度にわたり実施されるものであって、その契約の完了後において引き続き同一の相手方と契約するとき(プロジェクト基本計画等において業務内容又は実施方法等の重要な変更があるときを除く。)
- 二 その契約に係る業務が研究開発等の業務に係る固定資産の解体撤去工事等であって、その研究開発等の業務の契約相手方又はその契約相手方から請け負って当該資産を納入若しくは設置した者と契約するとき。
- 三 その契約に係る業務が特定の者が鉱業権等を保有する区域等で実施する場合であって、その者と契約しなければ当該業務が実施できないとき。
- 四 指名競争参加者を登録業者名簿の中から指名基準に適合する者の全部を選定するとき。
- 五 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(指名競争参加者等の推薦)

第11条 請求箇所の長は、指名競争入札又は随意契約に係る見積りに参加させる者(以下「指名競争参加者等」という。)を推薦することができる。

2 前項により推薦する場合は、推薦する指名競争参加者等の名称及びその事由を明記した推薦書を契約請求書とともに契約担当職等に提出しなければならない。

(指名競争参加者等の決定)

第12条 契約担当職等は、指名競争参加者等の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して選定するものとする。

- 一 経営状況及び信用状態
- 二 技術水準及びその特性
- 三 取引及び受注実績

四 地理的条件

五 その他必要な事項

2 第 14 条第 2 項の規定により登録業者名簿が作成されている場合には、指名競争参加者等の選定は、登録業者の中から行うものとする。

3 契約担当職等は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 5 人以上選定しなければならない。

第 3 章 入札

(競争参加者への公告及び通知)

第 13 条 契約担当職等は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により入札の公告をするものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を 5 日までに短縮することができる。

2 契約担当職等は、指名競争入札に付そうとするときは、第 12 条の規定により選定した者に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

3 前 2 項に規定する公告及び通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 競争入札に付する事項

二 一般競争入札に付す場合には、競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 入札の日時及び場所

五 入札保証金に関する事項

六 その他必要な事項

(資格者の登録)

第 14 条 契約担当職等は、必要があるときは、競争に参加する者について、請負、工事、製造、物件の売買等、契約の種類ごとに、定期的に又は随時に別に定める基準により資格審査を行い、その資格を有する者を登録するものとする。

2 前項の規定により登録する場合は、契約の種類ごとに登録業者名簿を作成するものとする。

3 物品の製造・販売・役務の提供等においては、全省庁統一資格を有する者を、工事又は測量及び建設コンサルタント等業務においては、経済産業省の有資格者を、その資格をもって前 2 項の資格者の登録に替えることができる。

(入札の説明)

第 15 条 契約担当職等は、入札に関する事項について、特に説明を要すると認める場合は、あらかじめ日時・場所等を公告又は通知して説明を行うものとする。

2 前項の説明を行う場合には、契約担当職等は、競争に参加する者に対して、入札心得書、仕様書、設計書、契約条項その他必要な資料を提示するとともに入札の条件その他一般的事項の説明を行い、請求箇所の長は、仕様、設計その他技術的事項の説明を行うものとする。

3 前項の説明の場合において、必要な場合は現場説明を行うものとする。

(入札保証金)

第 16 条 契約担当職等は、競争入札に付そうとする場合においては、その入札の参加者にその者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する入札保証金を納めさせなければならない。ただし、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさ

せないことができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 競争入札に参加しようとする者が落札後において契約を結ばないおそれがないと認められるとき。
(入札書の提出)

第 17 条 契約担当職等は、入札を執行するときは、必要事項を記載した入札書を指定日時までに提出させなければならない。

- 2 入札書を提出させた後、入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。
(開札)

第 18 条 契約担当職等は、あらかじめ指定した入札日時及び場所に入札者を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度の入札)

第 19 条 契約担当職等は、開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札をさせることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。
(入札の無効)

第 20 条 契約担当職等は、開札を行った場合において、入札書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを無効としなければならない。

- 一 入札金額が訂正されているとき。
 - 二 入札者の記名・押印が欠けているとき。
 - 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。
 - 四 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
 - 五 条件が付されているとき。
 - 六 同一入札者の入札書が 2 通以上投入されているとき。
 - 七 再度入札の場合において、契約の目的に応じ、前回の最低額を上回る又は最高額を下回る金額で入札されているとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。
- 2 契約担当職等は、入札者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。
 - 一 競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が入札を行ったとき。
 - 二 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行ったとき。
 - 三 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に従わなかったとき。
 - 3 前 2 項の規定により入札を無効にしたときは、直ちに入札者全員の面前又は書面で当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。
(落札者の決定)

第 21 条 契約担当職等は、競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、機構の支出の原因となる契約については、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、別に定める契約・助成審査委員会の審議を経てこれを排除することができる。

(総合評価落札方式)

第 21 条の 2 契約担当職等は、契約の性質又は目的から前条の規定により難い契約については、同条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者について、入札価格に加え、性能、機能、企画等を総合的に評価し、最も有利な申込みをした入札者（同条ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができるものとする。

2 前項に規定する総合評価落札方式は、契約担当職等が必要と認めた場合に適用するものとする。

(同価入札の落札者の決定方法)

第 22 条 契約担当職等は、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(随意契約の相手方)

第 23 条 契約担当職等は、第 32 条第 1 項の規定により見積書を徴取したときは、見積内容を比較検討のうえ、予定価格の制限の範囲内で価格又はその他の条件が機構にとって最も有利な見積りをした者を随意契約の相手方とするものとする。

第 4 章 予定価格

(予定価格の決定)

第 24 条 契約担当職等は、競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約内容を基礎として、仕様書、設計書等により、取引の実例価格、需給状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の取扱い)

第 25 条 請求箇所の長は、入札執行直前に予定価格を記載した書面を契約担当職等へ提出するものとし、契約担当職等は、予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、契約の相手方が決定した後においても、公表してはならない。ただし、公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものはこの限りでない。

3 不動産を入札の方法により一般競争入札に付して売り払うときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該予定価格を第 13 条の規定による公告の際にあわせて公告することができる。

(随意契約によるときの予定価格)

第 26 条 契約担当職等は、随意契約によるときは、あらかじめ第 24 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格を記載した書面の作成の省略)

第 27 条 規程第 37 条第 2 項ただし書により次に掲げる場合には、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

一 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約

二 予定価格が 250 万円を超えない随意契約

第 5 章 指名競争入札及び随意契約の適用基準

(指名競争入札による場合)

第 28 条 契約担当職等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に付するものとする。

一 関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。

二 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。

2 随意契約によりことができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争入札に付することができる場合)

第 29 条 規程第 36 条第 4 項の規定により指名競争入札に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が 500 万円を超えない物件の買入れ

二 予定価格が 800 万円を超えない工事又は製造の請負

三 予定賃借料の年額又は総額が 300 万円を超えない物件の借入れ

四 予定価格が 200 万円を超えない物件の売却

五 予定賃貸料の年額又は総額が 100 万円を超えない物件の貸付け

六 工事又は製造の請負、物件の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が 350 万円を超えない契約

(随意契約による場合)

第 30 条 契約担当職等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約によるものとする。

一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

二 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

(随意契約によりことができる場合)

第 31 条 規程第 36 条第 4 項の規定により随意契約によりことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 契約に係る予定価格が以下に定める少額の契約であるとき。

イ 予定価格が 300 万円を超えない物件の買入れ

- ロ 予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造の請負
- ハ 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない物件の借入れ
- ニ 予定価格が 100 万円を超えない物件の売却
- ホ 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件の貸付け
- ヘ 工事又は製造の請負、物件の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が 200 万円を超えない契約

二 運送又は保管させるとき。

三 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

四 国、地方公共団体、独立行政法人、その他の公法人と契約するとき。

五 外国で契約するとき。

六 機構が委託した試験研究の成果に係る知的財産権を当該試験研究の受託者等に売却するとき。

2 契約担当職等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 契約担当職等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合には、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（見積書の徴取）

第 32 条 契約担当職等は、随意契約によるときは、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとし、必要な場合は、見積仕様書、設計図面及びその他必要書類（以下「見積仕様書等」という。）を添付させ、所定の日時までに提出させるものとする。

2 第 1 項の規定に係わらず、慣習上見積書の作成を要しないと認められる場合は、契約担当職等は見積書の徴取を省略することができる。

（技術審査）

第 33 条 契約担当職等は、見積仕様書等が提出された場合には、技術審査を行うものとする。

2 この場合、契約担当職等は、請求箇所の長に技術審査を依頼することができる。

（見積りの無効）

第 34 条 契約担当職等は、次の各号のいずれかに該当する見積りについては、これを無効とする。

- 一 見積書（見積仕様書等を含む。）が提出期限を経過しても提出されなかったとき。
- 二 見積仕様書等の技術審査の結果が不合格のとき。
- 三 その他見積りに関する条件に違反したとき。

第 6 章 契約の締結

（契約書の記載事項）

第 35 条 契約担当職等は、締結しようとする契約書には、契約の性質及び目的に従い次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額

- 三 履行期限
- 四 契約履行の場所
- 五 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 六 監督及び検査
- 七 契約保証金
- 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 九 危険負担
- 十 履行の追完、代金の減額
- 十一 契約内容の変更
- 十二 契約の解除
- 十三 債権の譲渡及び履行の委任
- 十四 契約に関する紛争の解決方法
- 十五 その他必要事項

(請書の徴取)

第 36 条 契約担当職等は、規程第 41 条ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、契約の性質及び目的に従い、必要な事項を定めた請書を徴するものとする。ただし、十分に信用できると認められる者と 1 件 200 万円を超えないで契約するときは、これを省略し、確定金額を記載した見積書によって契約することができる。

(契約保証金)

第 37 条 契約担当職等は、契約締結に際し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 二 第 14 条に規定する資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
- 三 第 31 条第 1 項に規定する随意契約によるとき。

(完成保証人)

第 38 条 契約担当職等は、請負者と請負契約を締結する場合において、必要があると認めるときは、その者に代って請負業務の完成を保証する完成保証人を立てさせることができる。

(契約決定の通知)

第 39 条 契約担当職等は、契約締結後速やかに請求箇所の長に対し、契約締結内容を契約通知書により通知するものとする。

第 7 章 支払条件

(支払原則)

第 40 条 契約金額の支払は検査後払を原則とする。

(前払)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、工事又は製造の請負、物件の借入れ等でその契約内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の一部を前払することができる。

- 一 契約金額が多額で、かつ、履行期間が長期にわたるとき。
- 二 前払することによって有利に契約することができるとき。
- 三 その他特別の事由により前払を必要とするとき。

(概算払)

第 42 条 第 40 条の規定にかかわらず、必要があると認められる契約については、概算払をすることができる。

(部分払)

第 43 条 第 40 条の規定にかかわらず、契約内容により必要がある場合は、部分払をすることができる。

- 2 工事又は製造その他についての請負契約については、既済部分に対する代価の 10 分の 9、物件の買入れ契約については、その既納部分に対する代価を超えることはできない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。

第 8 章 監督及び検査

(契約履行状況の把握)

第 44 条 契約担当職等は、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行が確保されるようその履行状況を把握しておかなければならない。

(監督)

第 45 条 契約担当職等は、請求箇所の長等を契約に係る監督者として選任し、契約を締結した場合には、当該契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行わせるものとする。

(検査)

第 46 条 契約担当職等は、契約の相手方が実施した業務を検査するための検査員を置き、履行の完了の確認（履行の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う履行の確認を含む。）をするために必要な検査を行わせるものとする。

- 2 前項に規定する検査は、契約書及び仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。
- 3 第 53 条に規定する概算による契約を行う場合には契約担当職等は、検査に合格したと認める場合（但し、履行の完了前に行う履行状況の確認の場合は除く。）は、遅滞なく、その旨を契約の相手方に通知するものとする。

(監督及び検査の委託)

第 47 条 契約担当職等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の事由により機構において第 45 条に定める監督者による監督又は第 46 条に定める検査員による検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合には、他にこれを委託することができる。

(検査調書の作成)

第 48 条 第 46 条で定める検査員は、検査を完了した場合には、検査調書（様式）を作成しなければならない。

- 2 契約担当職等は、第 47 条により検査を委託して行わせた場合においては、当該検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した検査調書を第 46 条に定める検査員に作成させるものとする。
- 3 第 46 条で定める検査員は、当該契約金額が 200 万円を超えない場合には、検査の完了の実績を明らかにする措置（検査日付、検査員氏名等を記載又は記録する措置をいう。）を講じることにより、検査

調書の作成を省略することができる。

(支払手続き)

第 49 条 請求箇所の長は、前条の検査調書等及び契約の相手方から提出された支払請求書を照合のうえ、適正と認められるものについて出納命令職に対して支払関係書類を提出するものとする。

(遅滞金)

第 50 条 契約担当職等は、契約の相手方の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行が完了しなかったときは、契約の相手方より契約金額（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約金額を除く。）について財務大臣が定める率以上の割合で計算した金額を遅滞金として徴収するものとする。ただし、遅滞の程度が軽微で、かつ、機構の業務に特に支障を生じないと認められるときは、遅滞金の金額を低減し、又は徴収を免除することができる。

2 天災その他の不可抗力、その他やむを得ない事由により、契約の相手方が履行期限までに契約の履行が完了しないと認められる場合には、相当の期限を限り、履行期限を延長することができる。

第 9 章 契約の変更及び解除

(契約の変更)

第 51 条 契約担当職等は、契約締結後、契約内容の変更を必要と認めたときは、変更契約を締結するものとする。

2 第 6 条、第 7 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条及び第 30 条から前条までの規定は、変更契約を締結しようとする場合に準用する。

(契約の解除)

第 52 条 契約担当職等は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、又は機構の運営上、必要がある場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 契約の相手方の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがないと認めたとき。

二 契約の相手方が正当な事由なく、契約の履行に着手せず、又は契約の履行を放棄し、若しくは中止したとき。

三 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ったとき。

四 契約の相手方（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に指定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき。

五 前各号のほか、契約の相手方が契約に違反し、契約の目的を達することができないと認めたとき。

2 契約担当職等は、第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき契約を解除したときは、契約の相手方から契約金額の 100 分の 10 以上の違約金を徴収しなければならない。ただし、その必要がないと認めたときは、これを低減し、又は違約金を徴収しないことができる。

3 契約担当職等は、契約の相手方が第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に該当した場合は、契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約の相手方から契約金額の 100 分の 10 以上の額を違約金として徴収しなければならない。

4 第 2 項及び第 3 項の場合において、第 37 条の規定により契約保証金を収めさせているときは、これ

を違約金に充当するものとする。

5 契約担当職等は、第1項各号の規定に基づき契約を解除した場合において、機構が著しい損害を受け、その額が違約金の額を超えるときは、その損害額を契約の相手方に請求しなければならない。

6 契約担当職等は、第1項に規定する機構の業務の運営上の必要から契約を解除したことにより契約の相手方に損害を与えたときは、契約の相手方との協議により、機構が相当と認める額を賠償することができる。

第10章 雑則

(概算契約)

第53条 契約担当職等は、契約締結時において契約金額の確定が困難であると認められる場合には、概算金額をもって契約することができる。

(単価契約)

第54条 契約担当職等は、一定期間継続して行われる製造、修理、加工、売買、供給、使用等については、一定期間を定め単価契約をすることができる。

2 単価契約をした場合には、請求箇所の長は、所定の手続に従い発注することができる。

(準用)

第55条 第2条に規定する契約以外で、これらに類似する契約については、他の規程等に別段の定めがある場合を除き、その性質に反しない限りにおいて、この機構達を準用するものとする。

附 則

この機構達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年度機構達第2号)

この機構達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度機構達第10号)

この機構達は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年度機構達第22号)

この機構達は、平成16年10月20日から施行する。

附 則 (平成17年度機構達第14号)

この機構達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度機構達第25号)

この機構達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度機構達第16号)

この機構達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年度機構達第18号)

この機構達は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年度機構達第27号)

この機構達は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年度機構達第30号)

この機構達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度機構達第14号)

この機構達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度機構達第 7 号）

この機構達は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年度機構達第 38 号）

この機構達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年度機構達第 3 号）

この機構達は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年度機構達第 14 号）

この機構達は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年度機構達第 33 号）

この機構達は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2022 年度機構達第 19 号）

この機構達は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度機構達第 30 号）

この機構達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度機構達第 43 号）

この機構達は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年度機構達第 1 号）

この機構達は、2025 年 5 月 1 日から施行する。